

船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について

平成16年5月
海事局船員労働環境課

・船舶自動識別装置の常時作動義務関係

1. 背景及び概要

SOLAS条約(海上人命安全条約)は、船舶の航行の安全を確保するため船舶の構造や設備の基準等について規定していますが、2002年12月に、一定の船舶に対する船舶自動識別装置(AIS)の早期導入及び常時作動義務等を内容とする同条約の改正が行われ、本年7月に発効することとされたところです。

同条約の国内法化に際し、船舶の航行の安全を確保するための技術的な詳細規定については、設備の基準等に関する事項は船舶設備規程(昭和9年逡信省令第6号)に規定し、船員が当該設備に関し遵守すべき事項は船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。)に規定しているところです。

AISの常時作動は、船舶の航行の安全にとって特に重要であり、その実効性を確実に担保する必要があります。したがって、当該常時作動の義務を法令上、船員の義務として位置づけ、船員法(昭和22年法律第100号。以下「法」という。)第101条の監督の対象とすることが適当であり、規則に当該義務を規定する等、所要の改正を行うこととします。

具体的には、IMO(国際海事機関)による指針において、船舶の安全性等を脅かすと確信した場合のAISの作動、不作動の判断を船長が行うこととされていることから、当該義務は法第14条の4に規定する航海の安全の確保に関し船長の遵守すべき事項の一つとして位置づけることとします。

2. 改正の内容

法第14条の4の「航海の安全に関し船長の遵守すべき事項」の一つとして、規則に第3条の18を新たに設け、船舶自動識別装置の常時作動義務及びIMOによる指針の内容を規定することとします。また、当該常時作動義務を適用除外する船舶を定めることとします。

・伝染病の追加関係

1. 背景及び概要

法第83条により、国土交通大臣が指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者は船舶に乗り組ませるはならないこととされており、また、規則第55条により、特定の伝染病にかかっている者は、健康検査に合格できないこととされています。規則では、このような伝染病として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)に規定する感染症のうち、船内の日常生活においても感染するおそれの高いと考えられるものを規定しています。

さらに、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号。以下「労安則」という。)第41条により、船舶所有者は、特定の伝染性疾患が発生している地域等に赴く場合は、予防注射の実施等必要な措置を講じることとされています。

平成15年10月に感染症予防法が改正され、SARSその他の新たな感染症が取り入れられたことを受けて、規則及び労安則を改正し、新たに措置すべき伝染病を追加することとします。

2. 改正の内容

規則第2号表第1号に以下の新たな病名を加えることとします。

SARS、痘そう、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、野兔病、レプトスピラ症

労安則別表に以下の新たな病名を加えることとします。

SARS、痘そう

・今後のスケジュール(予定)

公布：平成16年6月下旬

施行：平成16年7月1日(伝染病の追加関係に係る改正は公布日に施行)